

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局自動車課）

制 度 名	被災自動車等の代替取得に係る自動車重量税の特例措置の延長		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	(1) 現行制度の概要 東日本大震災により滅失等した自動車及び軽自動車（以下「被災自動車等」という。）の所有者が、被災自動車等の代替として新たに自動車等（以下「代替自動車等」という。）を取得した場合、平成 31 年 4 月 30 日までの間の最初の車検時に自動車重量税の免除を受けることができる。 (2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（平成 31 年 4 月 30 日）を 2 年間延長し、平成 33 年 4 月 30 日までとする。		
	【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 46 条 ○同政令第 36 条	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 東日本大震災により滅失等しなければ生じることのなかった代替自動車等の取得における被災者の負担を軽減する必要がある。		
	(2) 施策の必要性 被災自動車等の台数は約 16 万台（被災自動車等に係る自動車重量税の還付件数ベース）に上るが、平成 29 年度末までに本特例措置を受けた代替自動車等の台数は、約 6 万台となっており、代替購入の実績については減少傾向にあるものの、平成 30 年度に入ってもなお代替自動車等は取得されている状況にある。 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置により、災害公営住宅や防災集団移転促進事業等による住宅用地の整備については、平成 30 年度末に概ね完成が見込まれ（平成 30 年度 2,550 戸、平成 31 年度以降 535 戸が供給予定）、それに伴い、現在、十分な駐車場を確保することができない仮設住宅での生活を余儀なくされている世帯を中心に（平成 30 年 5 月 30 日現在の応急仮設・みなし仮設住宅入居戸数は、約 1 万 6 千戸）、今後、住宅再建に併せて代替自動車等を取得することが見込まれる。 また、企業の再開状況については、各県調査によれば、岩手県 84%（H29.8）、宮城県 80%（H30.3）、福島県 66%（H30.3）となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査（H30.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関する質問に対して（回答事業者数 1474 者）、仮設施設の廃止前又は廃止時に本設移転と回答した事業者が 343 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 586 者いるという状況にある。 これらの状況を踏まえると、平成 31 年度以降も被災者による代替自動車等の取得が見込まれるところであり、代替自動車等の購入時期は、自らの選択の余地の少ない住宅再建等の時期に左右されると考えられることから、やむを得ず早期に代替購入できない被災者にも特例措置が講じられるよう、本特例措置の適用期限を、復興・創生期間の終期に合わせ、平成 33 年 4 月 30 日まで 2 年間延長し、被災者の負担軽減及び生活再建を支援する必要がある。		
	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
		政策の達成目標	被災者が取得する代替自動車等の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	延長期間 2 年間（平成 31 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日まで）
同上の期間中の達成目標		政策の達成目標に同じ	
今回の要望に関連する事項	政策目標の達成状況	自動車重量税の還付を行った被災自動車等の台数約 16 万台の	

		うち、本特例措置が講じられてから平成 29 年度末までの間、本特例措置を受けた代替自動車等の台数は約 6 万台
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 31 年度 : 51 台 平成 32 年度 : 52 台
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担軽減が図れ、代替購入の促進に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税法に基づく措置（地方税法附則第 52 条、54 条、57 条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合に限るとともに、最初の車検時に限って自動車重量税を免除するものであり、政策目的達成手段として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 23 年度 : 39,684 台 平成 24 年度 : 14,257 台 平成 25 年度 : 4,366 台 平成 26 年度 : 367 台 平成 27 年度 : 164 台 平成 28 年度 : 48 台 平成 29 年度 : 49 台
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置により、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>被災者が取得する代替自動車等の増加</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>被災自動車等の台数は約 16 万台（被災自動車等に関する還付件数ベース）に上るが、平成 29 年度末までに本特例措置を受けた代替自動車等の台数は、約 6 万台となっており、代替購入の実績については減少傾向にあるものの、平成 30 年度に入ってもなお代替自動車等は取得されている状況にある。</p> <p>これは、災害公営住宅や防災集団移転事業等による宅地整備が平成 30 年度末に概ね完成が見込まれる中、依然として多くの被災者の方々（平成 30 年 5 月 30 日現在の応急仮設・みなし仮設住宅入居戸数は、約 1 万 6 千戸）が、十分な駐車場を確保できない仮設住宅での生活を余儀なくされており、やむを得ず代替購入ができなかったことが考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 23 年度創設 平成 26 年度延長（2 年間） 平成 28 年度延長（3 年間）</p>